

第5回 国民の権利及び義務（その2）

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・2015.8.30 日本の新たな民主主義が始まった日
ただし世界水準では「デモ・スト・集会」は当たり前 ようやく追いついた？
- ・戦後日本（とくに高度成長以後）に特有な「市民社会」（＝「私民」社会）
いや伝統的かも… 「公」・「公儀」＝「お上」・「天子様」
- ・本当の「市民」（civil）＝「公民」（public）になるためのデモ・集会（表現の自由）
その意義を知り始めた日本国民（とりわけ青年）
- ・本日のテーマは、近代憲法における「個人の尊重」と「表現の自由」・「信教の自由」

1. 表現の自由

(1) その意義

「思想および違憲の自由な伝達は、人（homme）の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民（citoyen）は、自由に発言し、記述し、印刷することができる」（フランス1789年「人および市民の権利宣言」・略称「人権宣言」11条）。

- ・人（私人）と市民（公民）の橋渡しとしての言論・表現の自由

「人」と「市民」の統一としての近代的「個人」 かけがえのない「個人」

(2) 応用篇（資料参照）

- ①童話の世界 ②ヘイトスピーチ ③公務員

2. 信教の自由と政教分離

フランス1789年人権宣言10条 人権としての信教の自由

(1) その意義

- ・古来、信教（宗教）は「個人の自由」ではなかった 家・地域・国家ぐるみの宗教
- ・古来、政治と宗教は「分離」していなかった むしろ癒着・融合していた
- ・近代の画期的意義
→「私事」としての宗教・「公事」としての政治の区別
→宗教の墮落、政治の腐敗、多数派の横暴と少数派の抑圧、政治と宗教の過激化を防ぐため

(2) 応用篇（資料参照）－古今東西の信教の自由と政教分離

- ①トルコ キリスト教とイスラム教の接点
②1572.8.24 フランス・パリ・聖バルテルミイの日
③首相による靖国神社の公式参拝